

相 談 事 例

ID： 01-03-003

相談タイトル

新築注文住宅の完成引渡し前の不具合箇所の対応について

Q：ご相談内容

戸建の注文住宅を建築中。引渡し前の内覧が終わったところであるが、
①床のフローリングの貼り方が当初の打ち合わせ時と逆（長手方向）になっていた。
②トイレの便座の設置位置が入口ドアに近い位置に設置され狭さを感じる。
これらのことは、施工業者に話をして改善してもらえる内容なのか聞きたい。

A：回答

設計図書（設計図・仕様書）に記載されている内容であれば、工事請負契約により約束された事柄となりますので、異なる内容になっているのであれば、当然に業者に対し改善を申出することはできます。
トイレの便座の位置については、設計図書からは明確な内容が読み取れないとのことですが、設計段階で、狭いトイレは困るので、極力、便座を奥側に設置し、手洗いや紙巻き器と干渉しないようにということを、言ってきたとのことですので、トイレについても話をすることは可能です。
いずれの内容も、実際にやり直すには、他の部分に影響が出たり、比較的大きな改修工事となりますので、その部分も考慮しながら、施工業者と協議することとなります。